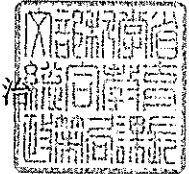


各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

平成30年度教員免許状授与件数等調査及び
教員免許制度の適切な運用について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る全国的な実態を把握するため、別紙のとおり調査を実施しますので、御協力くださるようお願いいたします。

また、平成25年9月11日付事務連絡「「教員免許制度の概要」について（依頼）」においてもお知らせしていますが、教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。

各都道府県教育委員会においては、広く学校関係者に対し教員免許制度についての理解を促すとともに、特別免許状や臨時免許状・免許外教科担任の取扱いについては、特に、以下の点に留意の上、適切に行うようお願いいたします。

1. 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状であり、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し授与することができます。

文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、『「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定について（通知）』（平成26年6月19日 26初教職第6号）を作成しました。また、平成28年4月1日施行の省令改正（施行規則第65条の4関係）により、特別免許状の授与に当たって授与権者が意見を聴く者について、大学の学長又は学部長に準ずる者、学校の校長に準ずる者であってもよいこととするなどの弾力化を行いました。

都道府県教育委員会においては、当該指針及び省令改正を踏まえ、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、引き続き特別免許状の積極的な活用を御検討ください。

2. 臨時免許状及び免許外教科担任について

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校の様々な事情があると考えますが、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、これまでも安易な授与は行わないようお願いしているところです。これを踏まえた上で、平成31年1月16日付け30教教育人第17号「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」にて、やむを得ない場合に限り、各都道府県教育委員会において慎重に審査を行った上で、保有する普通免許状又は特別免許状の有効期限又は修了確認期限までに免許状更新講習を修了していない未更新者が臨時免許状の授与を受けることは妨げられるものではないことを示しているところです。都道府県教育委員会においては十分に御留意願います。

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いいたします。

やむを得ず臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行う場合においても、遠隔授業その他のICTの活用や巡回指導などを通じて当該教科の免許状を有する教員・指導主事等による支援、授業準備の時間の確保などにより、教育の質の向上や教師の負担軽減を図るよう努めてください。

また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状の授与を御検討ください。

なお、平成30年9月18日に「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」がまとめられました。この報告書を踏まえ、「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日 30初教職第17号）を策定しておりますので、各都道府県教育委員会における運用にあたってご確認ください。

【参考URL】

- 教員免許状に関する調査
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342202.htm
- 教員免許制度の概要
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/_icsFiles/afieldfile/2014/02/20/1339300_1.pdf
- 「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1348561.htm
- 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369200.htm
- 免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/houkoku/1409410.htm
- 免許外教科担任の許可等に関する指針
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1410441.htm
- 未返納教員免許状一覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342205.htm

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室 免許係
Tel: 03-5253-4111 (内線 3969)
Fax: 03-6734-3742

【調査項目一覧】

- 1 総授与件数
- 2 幼稚園教員免許状の授与件数
- 3 小学校教員免許状の授与件数
- 4 中学校教員免許状の授与件数
 - 4-1 中学校教員免許状の授与件数(専修・一種免許状)
 - 4-2 中学校教員免許状の授与件数(二種・臨時免許状)
- 5 高等学校教員免許状の授与件数
 - 5-1 高等学校教員免許状の授与件数(専修免許状)
 - 5-2 高等学校教員免許状の授与件数(一種免許状)
 - 5-3 高等学校教員免許状の授与件数(臨時免許状)
- 6 特別支援学校教員免許状の授与件数
- 7 養護教員免許状の授与件数
- 8 栄養教員免許状の授与件数
- 9 特別支援学校(視覚障害者)の自立教科の教員免許状の授与件数
- 10 特別支援学校(聴覚障害者)の自立教科の教員免許状の授与件数
- 11 特別支援学校の自立活動教諭一種免許状の授与件数
- 12 外国語の教科についての免許状の授与件数
- 13 外国において授与された免許状を有する者等に対する免許状の授与状況
- 14 免許状の失効又は取上げ処分状況
- 15 臨時免許状の更新及び新規別の授与件数
- 16 免許外教科担任の許可件数
 - 16-1 免許外教科担任の許可件数(中学校)
 - 16-2 免許外教科担任の許可件数(高等学校)
- 17 免許外教科担任の許可状況
 - 17-1 所有免許教科別・担任教科別の状況(中学校)
 - 17-2 所有免許教科別・担任教科別の状況(高等学校)
- 18 特別免許状の授与について
 - 18-1 特別免許状の授与件数
 - 18-2 特別免許状の授与要件について
- 19 特別非常勤講師の届出件数について
 - 19-1 特別非常勤講師の届出状況(総括表)
 - 19-2 小学校における特別非常勤講師の届出状況
 - 19-3 中学校における特別非常勤講師の届出状況
 - 19-4 高等学校における特別非常勤講師の届出状況
 - 19-5 特別支援学校における特別非常勤講師の届出状況
- 20 専科担任の状況について
 - 20-1 中学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任の状況
 - 20-2 高等学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任の状況
 - 20-3 高等学校教諭免許状を有する者による中学校専科担任の状況

【回答要領】

別添調査表に必要事項を記入し、以下の「提出期限」までに提出してください。記入に当たっては、各調査表備考の留意事項を参照してください。

【提出期限】

令和元年9月13日（金）

【提出方法】

メールにて回答（shukei@mext.go.jp）。

※なお、提出する際は、件名を【〇〇：教員免許状授与件数等調査】（〇〇に各都道府県名を記入）としてください。

【結果の公表について】

調査結果については、集計の上、文部科学省ホームページに掲載します。（平成29年度の調査結果については掲載済み。）

その際、臨時免許状の授与状況、特別非常勤講師の届出状況及び免許外教科担任許可状況については、都道府県別の状況を公表しますので、御承知おきください。

教員免許状授与件数等調査 昨年度調査からの変更箇所

変更箇所

調査表	変更箇所
調査表 I	【調査項目1】 特別免許状の授与件数を、記入から自動集計された数値の確認へ変更
調査表 I	【調査項目5-2】 高1種免の第16条の2欄を追加
調査表 I	【調査項目12】 昨年度調査結果による授与の件数を踏まえ、韓国語、スペイン語の区分を追加
調査表 I	【調査項目14-1】 項目を再考し、平成15年4月1日以降に失効したもので未返納のものを全て計上するよう変更 (免許状更新講習を修了しないことによって失効したものは除く)
調査表 I	【調査項目14-2】 削除
調査表 I	【調査項目15】 未更新者に対する臨時免許状の授与件数をうち数で記載するよう変更
調査表 I	【調査項目16-1、16-2】 対応する調査票17-1、17-2から自動集計された数値の確認へ変更
調査表 I	【調査項目17-1、17-2】 自動集計のため免許教科の記載方法を再考。 (「保健」は「保健体育」に含めて記載する等、一括りとしていたものをまとめずそれぞれ記載するよう変更)
調査表 I	【調査項目18-2】 昨年度調査時からの変更点を問うものとなるよう、調査対象時期を変更
調査表IV (12年指定 の実施状況)	H30、H31は実施せず。 今後は3年に1度調査を行うため、H32年度H29～H31年度を対象期間とした調査を予定している。

教員免許状授与件数等調査 Q&A等

質問・回答

調査票	質問	回答
全般	各調査票において、幼保連携型認定こども園、中等教育学校および義務教育学校の取扱いはどのように行えばよいか。	幼保連携型認定こども園を「幼稚園」、義務教育学校前期課程を「小学校」、義務教育学校後期課程を「中学校」、中等教育学校前期課程を「中学校」、中等教育学校後期課程を「高等学校」として、調査票を作成すること。
調査項目14	更新講習未受講による期限切れ失効についてどう扱えばよいか。	更新講習未受講による期限切れ失効については本調査表に記載しないこと。
調査項目19	「19-5 特別支援学校」について、小学部、中等部、高等部に授業がまたがっている場合、どのように記載すればよいか。	「19-5 特別支援学校」シートの備考参照
調査項目20	小免・中免の両方を所持している場合は計上するか。	専科担任制の趣旨を鑑み、計上しない。
調査項目20	複数の学校で専科担任としている教員はどのように計上するか、重複して良いのか。	専科担任として、1人の教員が複数校に行っている場合、重複して計上すること。
調査項目20	専科担任として、1人の教員が複数教科を担当している場合についてはどのように計上するか。	担当している教科欄、全てに計上すること。
調査項目20	中学校、高等学校の両方の免許状を有している者はどのように計上すればよいか。	専科担任の発令の基となった免許状の学校種に従って計上すること。
調査項目20	非常勤職員、臨時的任用職員を含めるか。	含める。
調査項目20	旧免許状「高(社会)」を有している場合、どのように計上すればよいか。	「地理歴史」、「公民」のどちらか一方に計上すること。